改正後	改正前
附　則 **第六条**　介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	**附　則** （新設）

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。	ト　第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。